

浜松市自主防災隊連合会規約

(名称)

第1条 本会は、浜松市自主防災隊連合会（以下「連合会」という。）という。

(目的)

第2条 連合会は、自主防災隊相互の緊密な連携強化を図り、地域社会の防災対策の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主防災隊の育成、指導その他防災対策に関する諸事業に対する連絡調整に関すること。
- (2) 防災についての調査研究に関すること。
- (3) 防災に関する講習会等の開催に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本会の目的を達成するために必要と認める事業。

(組織)

第4条 連合会は、市内に結成されている自主防災隊（以下「単位自主防災隊」という。）をもって組織する。

- 2 地区内における単位自主防災隊との連絡調整及び会務の円滑な運営を図るため、地区に地区自主防災隊連合会（以下「地区連合会」という。）を置く。
- 3 地域内の地区連合会との調整及び会務の円滑な運営を図るため、地域内に地域自主防災隊連合会（以下「地域連合会」という。）を置く。
- 4 区内の地域連合会との調整及び会務の円滑な運営を図るため、区に区自主防災隊連合会（以下「区連合会」という。）を置く。

(役員)

第5条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 会 計 2 名
- (4) 監 事 2 名

- 2 連合会に理事を置き、地区連合会長をもって充てる。ただし、会長に選出された地区連合会にあっては、その代理者を理事に充てる。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第7条 会長、副会長、会計及び監事は区連合会長及び区連合副会長の互選により選出し、総会において承認をもとめるものとする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序でその職務を代行する。
- (3) 会計は、会計事務を行う。
- (4) 監事は、概ね半年に1回、会計事務及び諸帳簿等を監査する。
- (5) 理事は、第11条第4項に定める事項を審議する。

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会長が必要であると認めるときは、正副会長及び他の役員と会務について協議を行うことができる。

(総会)

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は年1回、臨時総会は会長が特に必要があると認めるときに、会長が招集する。
- 3 総会の議決事項は次のとおりとする。
 - (1) 規約を設け、又は改廃すること。
 - (2) 予算を定めること。
 - (3) 決算を認定すること。
 - (4) その他連合会の運営上特に重要なこと。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、会計、監事及び理事（以下「理事等」という。）をもって組織する。

- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 理事等が理事会に出席できないときは、当該理事の属する地区連合会から代理者を出席させることができる。
- 4 理事会は、次の各号に掲げる事項を処理する。
 - (1) 総会に提出する事項の審議に関すること。
 - (2) 会務の執行に関すること。
 - (3) 前項に定めるもののほか会長が必要であると認める事項。

(会議の運営)

第12条 会議は、過半数の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議に欠席する者は、委任状をもって当日の出席者に議事の表決を委任することができる。この場合において会議に出席したものとみなす。
- 3 会議の議長は、会長が行う。
- 4 会議は、当日の出席者（第2項の規定により出席したとみなされたものを除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(区連合会)

第13条 区連合会の会務を執行するため、区連合会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、区内の地域連合会長及び副会長の互選により選出する。
- 3 区連合会の運営に関し必要な事項については、この規約に準じて、それぞれの区連合会においてこれを定める。

(地域連合会)

第14条 地域連合会の会務を執行するため、地域連合会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、地域内の地区連合会長の互選により選出する。

3 地域連合会の運営に関し必要な事項については、この規約に準じて、それぞれの地域連合会においてこれを定める。

(地区連合会)

第15条 地区連合会の会務を執行するため、地区連合会に会長及び副会長を置く。

2 地区連合会の運営に関し必要な事項については、この規約に準じて、それぞれの地区連合会においてこれを定める。

(単位自主防災隊)

第16条 単位自主防災隊の隊務を執行するため、単位自主防災隊に隊長、副隊長及び防災委員を置く。

2 単位自主防災隊の運営に関し必要な事項については、この規約に準じて、それぞれの単位自主防災隊においてこれを定める。

3 防災委員の設置に関し必要な事項は別に定める。

(事務局等)

第17条 連合会の事務を処理するため、浜松市危機管理監危機管理課内に事務局を置く。

(経費等)

第18条 連合会の経費は、会費、市の補助金又は負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費に関し必要な事項については、理事会で定める。

3 経理に関し必要な事項は別に定める。

(会計年度)

第19条 連合会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第20条 この規約に規定するもののほか、連合会の運営に必要な事項は理事会で定める。

附 則

この規約は、平成3年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年6月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月4日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年1月1日から施行する。なお、第6条の役員の任期については、次回定期総会までとする。